

# オピニオン



本紙客員論説委員 下條正男

韓国では10月を「独島の月」とし、10月25日を「独島の日」としている。根拠となっているのが1900年10月25日、大韓帝国が発布した『勅令第41号』である。第2条に「郡庁の位置を台霞洞に定め、区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄する」と記されており、その石島を独島（竹島の韓国名）と解釈し、独島が韓国領となつた証拠としている。

しかしそれは、石島（トルソン）の発音が独島（トクソン）に近いというだけで、石島が独島であつた証拠にはならない。それに独島が文献上登場するのは40年、軍艦新高の日誌に「韓人これを独島と書し」と記されたのが早い例である。勅令第41号ではなぜ鬱島郡の管轄区域が「鬱陵全島と竹島石島」となつたのか、そして石島がなぜ日誌に独島と書かれたのか。その経緯が説明できなければ、石島を独島とする事はできない。00年の時点では石島とされたものが、04年に独島と表記されたのは、いかにも不自然である。

## ■ 日韓が共同調査

勅令第41号が発布された背景には、当時、鬱陵島で起きていた日本人による材木伐採問題があつた。そこで大韓帝国と日本政府は05年6月に官吏を鬱陵島に派遣し、共同調査を行つてい

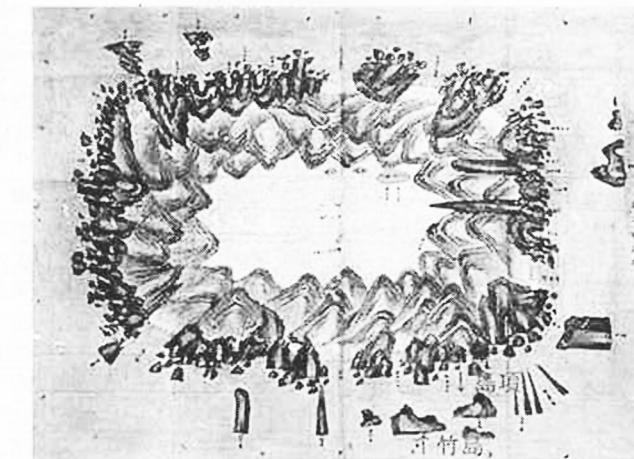
る。日本側からは赤塚正助らが、韓国側からは禹用鼎が参画した。赤塚の復命書には鬱陵島の地図が添付され、付図には鬱陵島と属島の竹島、島項、空島が描かれている。このうち竹島は鬱陵島の東約2キロにある竹嶼、空島は鬱陵島北方にある孔岩である。では独島は島項だつたのだろうか。

だが独島は鬱陵島の南東約90キロにあり、島項は鬱陵島の北東に位置している。この島項を独島とする事はできない。それは赤塚が鬱陵島の疆域を「東西凡六哩強、南北凡四哩強、周囲凡二十哩（20リマ、約32キロ）」としたことでも明らかだ。

それに島項は李奎遠が鬱陵島の属島を描いた「鬱陵島外図」に由来し、李奎遠も、独島を描いていない。

## 根拠の「石島」は無関係

### 韓国の「独島の月」



李奎遠が鬱陵島の属島を描いた『鬱陵島外図』

## ■ 「牛の項」と命名

勅令第41号の第2条の石島は、その請議書で鬱陵島の疆域を「該島、地方は縱八十里で横五十里」としている以上、独島とは関係のない島だつた、ということである。

では島項は石島だつたのか。これは勅令第41号で鬱島郡の行政区域を「鬱陵全島と竹島石島」とし、漢語表記しているのに対して、島項は、李奎遠が韓国語で「牛の項（うなじ）」と命名

野県出身。国学院大大学院博士課程修了。1999年から拓殖大教授を務め、昨年3月末で退官。現在は本

紙客員論説委員のほか、島根県立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会の座長を務める竹島研究の第一人者。72歳。

した小島で、漢字音を借字して島項と表記していたのである。

島項は、海図306号の『竹邊灣至水源端』所収の「鬱陵島」で鼠項島と表記され、読み方が「Somo k somu」（牛の項の島）と明記されている。これを伝統的な「反切」に従つて漢字2字（鼠項）を一音で読めば、鼠（S）から母音の(O)が、項(moku)からは最初の子音(M)が除かれ、Soku「石」となる。韓國語で「牛の項」と表記された島項は、反切を使って漢語表記にすれば石島になるのである。「独島の月」の根拠にされた石島は島項で、独島ではなくたのである。